

藤井寺市道路占用料条例の一部を改正する条例
 藤井寺市道路占用料条例（昭和34年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）				
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料	
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱	電柱	1本につき1年	3,800円	電柱	1本につき1年	3,700円	
		支柱		3,800円			支柱	3,700円
		支線柱		1,800円			支線柱	1,700円
		支線		740円			支線	730円
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,200円	電話柱	1本につき1年	2,200円	
		支柱		3,100円			支柱	3,000円
		支線柱		1,700円			支線柱	1,600円
		支線		740円			支線	730円
	その他の柱類		長さ1メートル につき1年	220円	その他の柱類		長さ1メートルに つき1年	220円
	共架電線その他上空に設ける 線類			22円	共架電線その他上空に設ける 線類			22円
	地下電線その他地下に設ける 線類			14円	地下電線その他地下に設ける 線類			13円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所			1個につき1年	4,400円	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		1個につき1年
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,900円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,800円			
その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	4,400円	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき1 年	4,300円	
		外径が0.07メートル 未満のもの		92円			90円	
		外径が0.07メートル 以上0.10メートル未		140円				外径が0.07

改正後				改正前					
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	水管、 下水道管 、 ガス管 等	満のもの	長さ1メートル につき1年		法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	水管、下 水道管、 ガス管等	メートル以上0. 10メートル未満 のもの	長さ1メートルに つき1年	130円
		外径が0.10メートル 以上0.15メートル未 満のもの		200円			外径が0.10 メートル以上0. 15メートル未満 のもの		200円
		外径が0.15メートル 以上0.20メートル未 満のもの		270円			外径が0.15 メートル以上0. 20メートル未満 のもの		260円
		外径が0.20メートル 以上0.30メートル未 満のもの		400円			外径が0.20 メートル以上0. 30メートル未満 のもの		390円
		外径が0.30メートル 以上0.40メートル未 満のもの		530円			外径が0.30 メートル以上0. 40メートル未満 のもの		510円
		外径が0.40メートル 以上0.70メートル未 満のもの		920円			外径が0.40 メートル以上0. 70メートル未満 のもの		900円
		外径が0.70メートル 以上1.00メートル未 満のもの		1,400円			外径が0.70 メートル以上1. 00メートル未満 のもの		1,300円
		外径が1.00メートル 以上のもの		2,700円			外径が1.00 メートル以上のもの		
	マンホールその他これに類するもの			1,400円					
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	4,400円					
法第3 2条第	上空に設ける通路			2,200円					
	地下に設ける通路			1,400円					
						外径が1.00			

改正後				改正前			
1項第5号に掲げる施設	その他のもの		4,400円		メートル以上のもの		2,600円
					マンホールその他これに類するもの		1,300円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日 44円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		4,300円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 440円		法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	2,200円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 440円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日 43円	430円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 4,400円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月 430円	
	標識		1本につき1年 3,500円				
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 44円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 430円
		その他のもの	1本につき1月 440円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 4,300円	
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 44円	標識		1本につき1年 3,400円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月 440円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 43円	
					その他のもの	1本につき1月 430円	

改正後				改正前					
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	令」とい う。)第7 条第1号に 掲げる物件	幕	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき1 日	43円
		その他のもの		2,200円			その他のもの	その面積1平方 メートルにつき1 月	430円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方 メートルにつき 1月	440円	アーチ		車道を横断するも の	1基につき1月	4,300円
その他のもの			1メートル又は 1平方メートル につき1月	440円 以内の額			その他のもの		2,200円
					政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方 メートルにつき1 月	430円	
					その他のもの		1メートル又は1 平方メートルにつ き1月	430円以内の 額	